

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一三節 全港湾の争議

終戦後最初のストライキを経験した港湾労働者の闘争は、港湾産業防衛闘争に始まり、「生活と基本的権利を守るため」の統一団体協約締結へと向けられた。これらの要求内容は初歩的なものであったとはいえ、港湾事業は公益事業だからストライキはやれないという従来の考えを打ち破つて荷役完全拒否などの一大闘争にまで発展したのは刮目に値する。

特に朝鮮事件により、港湾産業が直接軍需輸送に関係するに至って、港湾労働者の国際的、階級的自覚は、急速に高まったといえよう。

一、港湾産業防衛闘争の背景 港湾産業は戦時戦後にかけて、統制令による一港一社の経営形態で一元的に運営されてきた。これが横浜港の閉鎖機関指定に始まる五大港の港運会社解体によって小業者群に細分化されるや、港湾労組は直ちに「解体に対する基本的態度」を発表して、港湾産業の細分化からする封建的なボス制度の復活とそこにつけ入ろうとする財閥支配の危険を訴えた（四九年一月）。解体に際しては組合は次の態度を表明している。

- 一、新規業者は荷役に差支えない規模の近代的企業をとりうることを。
 - 二、封建的雇傭関係の復活を防止する爲、ボス制度に対し強力な措置を講ずること。
 - 三、港単位の単一労組を承認し統一労働協約により、最低賃金制と雇傭関係を完全に保障すること。
- 以上三項を実施するため民主的運営機関を設置して一元的運営を行う。

港湾産業防衛闘争はこの主張にもとずいて行われた。特に五〇年度に入って闘争は統一労働協約獲得に集中され、急速な発展をみるに至ったが、この間政府も港湾産業の無政府状態に対し港湾諸立法を制定して統制的手段をもって当ろうと試みた。その内容を示唆するものとしてGHQ民間運輸局で同経済科学局労働課と協力の下に検討されていた船内荷役会社のあり方についての覚書が三月三日付で発表された。これによると、独占体たる船舶荷役会社を解散し、主要港の職業安定所を運輸省との協力体制におき運輸省と協力して業務を行わしめるための措置をとる様命じている。これより群小荷役会社は職安の統合下に強権的に整理されることとなり、港湾の古いボス勢力は少数の港湾資本と新たな港湾行政下に従属せしめられることとなり、同時に港湾労働者の「統一」を上から与え、港湾産業の再編成に順応させるために組合をも再編成することが要請されるに至った。

二、統一団体協約締結闘争 右のような港湾産業の実状の中にあつて港湾労働者はどう闘って来たか。四九年五月末大会後の状況は国鉄炭の陸送切換えによって起つた各港の企業整備強行を反映して「荷物よこせ」の要求をかかげた生活権擁護海上貨物獲得闘争を引起した。しかしこの闘争は統一した全国的な動きにまで発展しないままに年末闘争に入ったのである。この頃組合中央本部では各地の闘争について検討を重ね方策をねつていたが、結論として「これらの闘争を前進させるために、われわれの経済的要求に付随して継起するいろいろの障壁を業者をも含めた広い場の

中で解決するように努力しなければならない。しかしてその前提として地方、中央に統一労働協約を締結することが当面必要である」旨を確認、これを指令して闘争の指導に当ることとなった。二月二五日先に統一合同を行つた神戸支部がまず統一労働協約締結促進大会を開き、一、協約即時締結、二、賃金遅配の即時解消、三、首切り賃下げ反対、四、不当競争の即時停止、五、労基法・職安法の完全実施、を要求すると共にこれが獲得のためには実力行使をも辞せぬことを決議した。さらに二八日には支部として右項目の外賃金ベース改訂、退職金制度の設定を要求項目として申入れを行った。その後三月七、九日の二回にわたって団体交渉がもたれたが物別れとなり、神戸支部は一日遂に時間外拒否闘争に入った。参加人員は約五、〇〇〇名、時間外拒否ではあるが、仕事が二直制であるため、時間外と夜荷役は完全に荷役ストップとなり、同日午後四時から神戸港は全面的に荷役停止状態に陥った。このためこの日入港した協立丸のタイ米、ドッドウエル商会のバーゼル・バンク号の小麦は夫々荷役がとまった。次いで北海道、阪神各港にもストを含む闘争態勢が急速に発展、全国的なものに拡大して行った。ここに至って中央でも、第七回中執委で「今こそ全国的港湾労働者者の連帯性が発揮された一大全国闘争が組織される時機である」と確認、全港湾労働者に訴えると共に、闘争指令第五号を発し、「単に業者をまきこんだ巾広い闘争とか中央における陳情申入れだけでは局面を打開することはできず、今こそゼネストを目指す全国的闘争態勢を準備しなければならない」との結論の下に闘争目標として

- 1、労働協約の締結(実質賃金の確保と労働基準法の完全実施を主内容とする)
- 2、海運政策の矛盾によって生ずる事態の改革
- 3、その他、地方・支部乃至は分会に特有な要求

を指令した。なお又指令第六号では「港湾運送業は労調法による公益事業でないことを強力に宣伝する」「現下の港湾産業疲弊の状態は全国的な実力行使以外に救う道のない事を宣伝する」などの方針が出された。

全港湾労働者に訴える！
我々の生活は苦しくなる一方だ！
われわれの賃金は、とかくおくれ勝ちで、ときにはもらえない月もある。出ていく方は税金をはじめとしてなに一つ待ってくれない。働いた賃金以外にびた一文の収入のないわれわれは、これではどうにもならない。

われわれは同志が首を切られるのを見ていられない！

この苦しい中へ経営者は経営不振を理由に「賃下げか、さもなくば、首を切らすか」と申入れてくる。われわれは会社をつぶしてまで闘うという方針でなかったので、止むなく首切りを認めたときもあつたし、食えない賃金でガマンして来た。けれどもつぎつぎと同じ状態が出て来るので、もうわれわれはじっとして居られない。われわれは最早、首切りや、賃下げを認めて「たこの共喰い」のようなことはガマン出来ない。

われわれは港湾産業の崩壊を傍観出来ない！

このようにして港湾産業は日に日に崩壊しつつある。財閥的な背景のない中小資本ではどんな会社もなり立たないし、それだけに、われわれの賃金も保証されない。これは政府の中小企業泣かせの政策に基因しているので、われわれはこれと徹底的に闘うのである。そのためには経営者と闘うところから出発せねばならない。

われわれには闘う以外に現状を打開する道はない。さあ起ち上ろう！

全国の兄弟と手を握って、食える賃金と、職場で怪我せずに働ける設備を闘いとうろう。

一九五〇、三、二〇

全日本港湾労働組合

こうして神戸港に端を発したストライキは次第に全国的なものとなり、三月二十七日には全神戸港二四時間スト、続いて尼崎のスト、四月一九日には大阪全港の四八時間ストと波及、拡大の一途を辿った。四月二四日阪神共闘機関を設置、五月一日遂に阪神地区は無期限時間外拒否に入った。又北海道は四月二十七日一斉ストに突入し全道の荷役作業はマヒ状態に陥った。六月に至ると、一、二日全九州の二四時間ストにより占領軍軍用物資及び定期航路を除いて、外米輸入船などあらゆる荷役が停止するかに思われた。更にこの外、東海日本海の各地方も闘争態勢にあり、今や港湾ストは規模の上からも内容からいっても大きな実力を発揮するに至った。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
